

令和7年4月25日

令和7年度 沖縄県離島町村職員採用共同試験募集要領

(伊是名村・渡名喜村・渡嘉敷村・座間味村・南大東村・与那国町・北大東村・伊平屋村)

受付期間 令和7年7月1日(火)～7月31日(木)
 第1次試験 令和7年9月1日(月)～9月30日(火)
 試験会場 全国のテストセンター(全国190カ所) ※R7.4月現在

沖縄県離島町村職員採用共同試験の全ての職種における第1次試験は、テストセンター方式により実施します。テストセンター方式とは、指定する期間内に、全国約190カ所の試験会場のうちから、受験者が希望する会場・日時を選択し、各会場においてパソコンを使用して受験する方式です。

この試験は、広く優秀な人材を求めるため、沖縄県の離島町村(伊是名村・渡名喜村・渡嘉敷村・座間味村・南大東村・与那国町・北大東村・伊平屋村)が、令和7年度職員採用試験を共同で実施するものです。

なお、沖縄県内すべての離島町村が参加しているわけではなく、独自に試験を行っている町村がありますのでご注意ください。

共同試験実施の町村及び採用予定人員は、次のとおりです。

職種区分 町村名	行政職	資格免許職				
		保育教諭職	幼稚園教諭職	保育士職	保健師職	海事職
伊 是 名 村	2名				1名	
渡 名 喜 村	10名	2名				
渡 嘉 敷 村	1名					2名
座 間 味 村	5名					1名
南 大 東 村	3名	1名			1名	
与 那 国 町	5名	2名		4名		
北 大 東 村	3名	1名		1名		
伊 平 屋 村	5名			2名	1名	2名

※ 採用予定日は令和8年4月1日です。欠員の状況により、採用予定日にかかわらず、合格後直ちに採用されることもあります。

- 受験の申込みは、上表の町村から3団体(第1志望～第3志望)選択することができます。なお、職種は上表の職種区分のうち一つに限ります。
- 第1志望町村で不合格の場合でも、第2志望町村あるいは第3志望町村で合格となる場合がありますので、第2、第3志望町村をできる限り記入してください。

(1) 第1次試験【町村共通】

試験 期間	令和7年9月1日（月） ～ 9月30日（火）		
	【全職種区分共通】 行政職 資格免許職	職務能力試験	（60分）
		職務適応性検査	（20分）
場所	試験会場	全国のテストセンター ※試験期間内に、全国約190カ所の試験会場のうちから、受験者が希望する会場・日時を選択し、各会場においてパソコンを使用して受験する方式です。	
試験 内容	職務能力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 （60題／60分）	
	職務適応性検査	公務員部門の職員としての職務への適応性を、ポイントを絞って性格傾向の面からみる（150題／20分）	

1. 試験会場予約メールの注意事項

事務局にて受験申込受付完了後、下記メールアドレスより 月 日までに、試験会場予約用メール「受験用ID発行のお知らせ」により、会場予約へ向けたマイページURLとログインID・パスワードを各受験者様宛にご連絡いたします。

メール発信元：人事試験センターから来るメールアドレスになります。

① メールが届かない場合

（委託業者）までお問い合わせください。なお、メールが受信ができずお問い合わせ頂けなかった場合、当方からID・パスワードの再通知は致しかねます。その場合、受験ができなくなる場合がございますのでご注意ください。

② 受信設定ご確認のお願い

あらかじめ上記メールアドレスからのメールが受け取れる設定（試験センターメールアドレス）のドメインを許可）にしておいてください。GmailやYahoo!メールなどのフリーメールアドレス、icloudをご利用の場合、迷惑メールフォルダへ自動で振り分けされてしまう場合がございますのでご注意ください。また、法人用のメールアドレスや携帯電話のメールアドレスをご利用の場合、セキュリティ設定や迷惑メールフィルタ機能により自動的に受信拒否となってしまう可能性がございますので、必ず事前に受信設定をご確認ください。

2. 受験キャンセルに関する注意事項

会場予約後に受験をキャンセルされる場合には、受験日の1営業日前（年末年始と土日祝日を除く1日前）の17時までに、必ずマイページ上から予約キャンセル手続きを行ってください。なお、キャンセル期限の2日前には上記アドレスより受験予約のリマインドメールを送信いたしますので、あわせてご参照ください。

<キャンセル期限について>

例1：水曜日が受験日の場合→火曜日の17時がキャンセル期限となります。

例2：土曜日、日曜日又は月曜日が受験日の場合→金曜日の17時がキャンセル期日となります。

3. 会場予約に関する注意事項

ログインID、パスワード及びマイページURLを受領されたら、早めに会場予約を行ってください。なお、会場の空き状況に応じて受験会場・受験日時のご希望に応えられない場合がございますのでご注意ください。

4. 受験当日

- ① 体調不良の場合は、受験を控えていただきますようお願いします。
- ② 試験会場では、本人確認のため顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、学生証等）をご提示ください。※受験者マニュアルもご確認下さい。
- ③ 携帯電話や筆記用具等のお手荷物は試験会場へ持ち込むことはできません。私物はすべてテストセンターのロッカー等の指定された保管場所に保管して入室します。着席時にテストセンターから筆記具と紙が貸与され、これらを返却して退席することになります。
- ④ 試験当日に遅刻した場合は、受験できません。ただし、遅刻した場合であっても、公共交通機関の遅延の場合であって、遅延証明書を所持しており、かつ、試験会場に当日受験可能な空きがあるときに限り受験可能です。

(2) 第2次試験【各町村ごとに実施】

団体名	試験日（予定）・試験地	通知方法・試験内容
伊 是 名 村	試験日：令和7年11月8日（土） 受験地：伊是名村役場	<通知方法> 詳細は、第1次試験合格者に各町村より通知します。 <試験内容> ・口述試験（個人面接） ・小論文
渡 名 喜 村	試験日：令和7年 11月 8日（土） 受験地：那覇市内	
渡 嘉 敷 村	試験日：令和7年10月26日（日） 受験地：渡嘉敷村役場	
座 間 味 村	試験日：令和7年 11月 9日（日） 受験地：座間味村役場	
南 大 東 村	試験日：令和7年 11月 4日（土） 受験地：那覇市内	
与 那 国 町	試験日：令和7年11月16日（日） 受験地：与那国町役場	
北 大 東 村	試験日：令和7年11月3日（月） 受験地：那覇市内	
伊 平 屋 村	試験日：令和7年 11月 1日（土） 受験地：伊平屋村役場	

※第2次試験日、受験地が変更される場合があります。

※1次試験の複数町村合格者については、2次試験日の日程を調整する場合があります。

(1) 受験資格（町村共通）

- ① 日本国籍を有する者
- ② 活字印刷による出題に対応できる者
- ③ 地方公務員法第16条に定める次の欠格事項に該当しない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 職種ごとの受験資格

職種	受 験 資 格
行政職 (共通)	平成2年4月2日以降に生まれた者で、高等学校以上の学歴（令和8年3月卒業見込みを含む。）を有し、採用予定日(令和8年4月1日)までに普通自動車第一種運転免許（AT限定可）の取得可能な者。 ※P8の渡名喜村の受験資格上限年齢は昭和55年4月2日以降となっています。
資格免許職	※町村ごとに異なります。 別紙1＜受験資格一覧＞を参照してください。

	発表日	方 法
第1次試験の 合格発表	10月17日(金)	沖縄県町村会及び各町村のホームページにて合格者の受験番号を掲載します。また、合格者には、後日、郵送により第2次試験の実施について通知します。 ※第1次試験の合格者で通知が10月20日迄に届かない場合は、各町村へご連絡ください。
第2次試験の 合格発表 (最終合格)	12月10日(水)	沖縄県町村会及び各町村のホームページにて合格者の受験番号を掲載します。また、合格者には、関係書類を送付します。

最終合格者は、各町村において職種区分ごとに作成する採用候補者名簿（名簿登載日から原則1年間有効）に登載され、その中から採用者が決定されます。なお、受験資格がないことが判明した場合は合格を取り消します。

7. 受験手続

「令和7年度 沖縄県離島町村職員採用共同試験申込書」（以下「試験申込書」という。）及び「令和7年度 沖縄県離島町村職員採用共同試験受験者情報登録シート」（以下「受験者情報登録シート」という。）を提出して下さい。

（3）申込期間

令和7年7月1日(火) ～ 令和7年7月31日(木)

（4）提出にあたっての注意事項

- ① 試験申込み後に、申込書の記載事項等に変更が生じたときは、直ちに委託業者へ連絡してください。
- ② 申込書に虚偽、不正があった場合は、失格となります。

8. 試験申込方法・試験実施に関する問い合わせ

給与・勤務条件、島での生活などに対する問い合わせ

町村名	担当課	電話番号	所在地
座間味村 (※幹事村)	総務課	098-987-2311	〒901-3496 座間味村字座間味109番地
渡名喜村	総務課	098-989-2002	〒901-3692 渡名喜村1917番地の3
渡嘉敷村	総務課	098-987-2321	〒901-3592 渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
南大東村	総務課	09802-2-2001	〒901-3895 南大東村字南144番地1
与那国町	総務課	0980-87-2241	〒907-1801 与那国町字与那国129番地
北大東村	総務課	09802-3-4001	〒901-3992 北大東村字中野218番地
伊平屋村	総務課	0980-46-2001	〒905-0793 伊平屋村字我喜屋251番地
伊是名村	総務課	0980-45-2001	〒905-0695 伊是名村字仲田1687番地22

※試験成績(得点及び順位) についての電話、メール等による問い合わせには対応できません。

※共同試験の総括的な事項については、幹事村（座間味村総務課）へお問い合わせください。

受 験 資 格 一 覧

団体名	職 種		受験資格 / 主な職務内容 / 勤務地
伊平屋村	行政職		〈受験資格〉 平成2年4月2日以降に生まれた者で、高等学校以上の学歴（令和8年3月卒業見込み含む。）を有し、採用日までに普通自動車第一種運転免許（AT限定可）取得可能な者 〈主な職務内容〉 事務職：総務・財政・税・産業・土木・教育・福祉業務等の役場業務全般 〈勤務地〉 原則として、伊平屋村役場又は伊平屋村教育委員会
	資格 免 許 職	保育士職	〈受験資格〉 保育士資格（採用までに資格取得見込み含む。）を有する者。また、採用日までに普通自動車第一種運転免許（AT限定可）取得可能な者 〈主な職務内容〉 保育業務 〈勤務地〉 村内保育所
		海事職	〈受験資格〉 海事航海士の資格又は海事機関士の資格（採用までに資格取得見込み含む。）を有し、採用日までに普通自動車第一種運転免許（AT限定可）取得可能な者。 〈主な職務内容〉 航海業務、機関業務 〈勤務地〉 伊平屋村
		保健師職	〈受験資格〉 保健師免許（採用までに資格取得見込み含む。）を有する者。また、採用日までに普通自動車第一種運転免許（AT限定可）取得可能な者 〈主な職務内容〉 保健師業務・一般行政事務 〈勤務地〉 原則として、伊平屋村役場

給与・勤務条件

1 勤務条件〈町村共通〉

- (1) 勤務時間：1週につき38時間45分
- (2) 休日：原則として土・日曜日・祝日・年末年始・沖縄慰霊の日（ただし、交代制勤務の場合は、これと異なる場合があります。）
- (3) 休暇：年次休暇（採用月により付与、2年目以降年20日）
特別休暇（産前・産後・介護・育児・結婚・夏季・忌引等）
- (4) 福利厚生：健康保険（沖縄県市町村職員共済組合）・退職手当（沖縄県市町村総合事務組合退職手当支給条例により支給※在職年数により支給率が変わります。）

(注) 1 この勤務条件は、令和7年4月1日現在を基準としています。

(注) 2 採用前に制度改正があった場合は、その定めるところによります。

2 初任給（諸手当を除く。）

団体名	給料表	初 任 給		
		大学卒	短大卒	高校卒
伊是名村	行 政 職	213,600	201,000	188,000
	医 療 職	255,400		
渡名喜村	行 政 職	220,000	204,400	188,000
渡嘉敷村	行 政 職	222,000	204,400	183,500
	海 事 職	242,700	239,600	228,700
座間味村	行 政 職	213,600	201,000	188,000
	海 事 職	242,700	239,600	228,700
南大東村	行 政 職	213,600	201,000	188,000
与那国町	行 政 職	213,600	201,000	188,000
	教 育 職	243,100	225,500	
北大東村	行 政 職	212,100	199,400	188,000
伊平屋村	行 政 職	213,600	201,000	188,000
	海 事 職	245,800	239,600	228,700

(注) 1 この初任給は、令和7年4月1日現在の額です。

2 採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

3 大学卒、短大卒の初任給は、高校卒の初任給に学歴加算した額になります。

4 上記のほか、扶養手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などの手当制度があります。

5 学校卒業後又は資格・免許等取得後に職歴等があるときは、一定の基準により加算される場合があります。